

大阪広域水道企業団職員の給与に関する規程等の一部を改正する規程を公布する。

令和8年3月31日

大阪広域水道企業団
企業長 永藤 英機

大阪広域水道企業団管理規程第6号

大阪広域水道企業団職員の給与に関する規程等の一部を改正する規程

(大阪広域水道企業団職員の給与に関する規程の一部改正)

第1条 大阪広域水道企業団職員の給与に関する規程(平成23年大阪広域水道企業団管理規程第15号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
(通勤手当)	(通勤手当)
第44条 (略)	第44条 (略)
(1) (略)	(1) (略)
(2) (略)	(2) (略)
ア～シ (略)	ア～シ (略)
ス <u>使用距離が片道60キロメートル以上65キロメートル未満である職員</u> 38,700円	ス <u>使用距離が片道60キロメートル以上</u> である職員 38,700円
セ <u>使用距離が片道65キロメートル以上70キロメートル未満である職員</u> 42,200円	
ソ <u>使用距離が片道70キロメートル以上75キロメートル未満である職員</u> 45,700円	
タ <u>使用距離が片道75キロメートル以上80キロメートル未満である職員</u> 49,200円	
チ <u>使用距離が片道80キロメートル以上85キロメートル未満である職員</u> 52,700円	
ツ <u>使用距離が片道85キロメートル以上90キロメートル未満である職員</u> 56,200円	
テ <u>使用距離が片道90キロメートル以上95キロメートル未満である職員</u> 59,600円	

<p>ト <u>使用距離が片道95キロメートル以上100キロメートル未満である職員</u> 63,000円</p> <p>ナ <u>使用距離が片道100キロメートル以上である職員</u> 66,400円</p> <p>(3) (略)</p> <p>2・3 (略)</p>	<p>(3) (略)</p> <p>2・3 (略)</p>
<p>4 <u>条例第9条第2号又は第3号に掲げる職員で、自動車その他の原動機付の交通用具の駐車のための施設（その所在地及び利用形態が別に定める要件を満たすものに限る。以下「駐車場等」という。）を利用し、その料金を負担することを常例とするもの（別に定める職員を除く。）の通勤手当の額は、前3項の規定にかかわらず、次の各号に掲げる通勤手当の区分に応じ、当該各号に定める額とする。</u></p> <p>(1) <u>駐車場等に係る通勤手当</u> 5,000円 を超えない範囲内で1箇月当たりの駐車場等の料金に相当する額として別に定める額に支給対象期間の月数を乗じて得た額</p> <p>(2) <u>前号に掲げる通勤手当以外の通勤手当</u> 前3項の規定による額</p> <p>5 <u>運賃等相当額（交通機関等が2以上ある場合においては、その合計額）、第1項第2号に定める額、特別料金等相当額（新幹線鉄道等が2以上ある場合においては、その合計額）及び前項第1号に定める額</u>の合計額を支給対象期間の月数で除して得た額が15万円を超える職員の通勤手当の額は、<u>第1項から前項までの規定にかかわらず、15万円に当該支給対象期間の月数を乗じて得た額とする。</u></p> <p>6・7 (略)</p>	<p>4 <u>運賃等相当額（交通機関等が2以上ある場合においては、その合計額）、第1項第2号に定める額及び特別料金等相当額（新幹線鉄道等が2以上ある場合においては、その合計額）の合計額を支給対象期間の月数で除して得た額が15万円を超える職員の通勤手当の額は、前3項の規定にかかわらず、15万円に当該支給対象期間の月数を乗じて得た額とする。</u></p> <p>5・6 (略)</p>

(大阪広域水道企業団職員の扶養手当に関する規程の一部改正)

第2条 大阪広域水道企業団職員の扶養手当に関する規程（平成23年大阪広域水道企業団管理規程第18号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
(認定)	(認定)

第3条 (略)	第3条 (略)
2 (略)	2 (略)
(1) (略)	(1) (略)
(2) 勤労所得、資産所得、事業所得等の合計額が年額130万円以上(18歳に達する日以後の最初の4月1日から22歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある者) <u>あつては、年額150万円以上</u> であると見込まれる者	(2) <u>その者の</u> 勤労所得、資産所得、事業所得等の合計額が年額130万円 <u>程度以上</u> である者
(3) (略)	(3) (略)
3・4 (略)	3・4 (略)

(大阪広域水道企業団職員の通勤手当に関する規程の一部改正)

第3条 大阪広域水道企業団職員の通勤手当に関する規程(平成23年大阪広域水道企業団管理規程第20号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
(届出)	(届出)
第2条 (略)	第2条 (略)
(1) 住居、通勤経路、 <u>通勤方法若しくは規程第44条第4項に規定する駐車場等(以下「駐車場等」という。)</u> を変更し、 <u>駐車場等の利用を開始し若しくは終了し、又は通勤のため負担する運賃等の額若しくは駐車場等の料金</u> に変更があつた場合	(1) 住居、通勤経路若しくは <u>通勤方法</u> を変更し、又は通勤のため負担する運賃等の額に変更があつた場合
(2) (略)	(2) (略)
2 (略)	2 (略)
(確認及び決定)	(確認及び決定)
第3条 企業長は、職員から前条の規定による届出があつたときは、その届出に係る事実を通勤用定期乗車券(これに準ずるものを含む。以下「定期券」という。)の提示又は第17条第2号若しくは第3号の職員たる要件を具備していること <u>若しくは第18条に定める駐車場等たる要件を具備していること及び駐車場等の料金を証明する書類の提出を求める等の方法により確認し、その者が条例第9条の職員たる要件を具備するときは、その</u>	第3条 企業長は、職員から前条の規定による届出があつたときは、その届出に係る事実を通勤用定期乗車券(これに準ずるものを含む。以下「定期券」という。)の提示又は第17条第2号若しくは第3号の職員たる要件を具備していることを証明する書類の提出を求める等の方法により確認し、その者が条例第9条の職員たる要件を具備するときは、その者に支給すべき通勤手当の額を決定し、又は改定しなければならない。

者に支給すべき通勤手当の額を決定し、又は改定しなければならない。

第8条 (略)

2 企業長が定める職員で、1箇月当たりの平均通勤所要回数の少ないものの運賃等相当額は、次項に該当する場合を除き、企業長が定める額とする。

3 (略)

(自転車等使用者についての特例)

第9条 規程第44条第1項第2号の別に定める職員は、1箇月当たりの平均通勤所要回数が10回に満たない職員とし、同号の別に定める割合は、100分の50とする。

2 (略)

3 規程第44条第1項第2号の別に定める額は、別表に定める自転車等の使用距離の区分に応じた額とする。ただし、地方公務員の育児休業等に関する法律（平成3年法律第110号。以下「育児休業法」という。）第10条第3項の規定により同条第1項に規定する育児短時間勤務の承認を受けた職員（同法第17条の規定による短時間勤務をすることとなった職員を含む。）、地方公務員法（昭和25年法律第261号）第22条の4第1項又は第22条の5第2項の規定により採用された職員、育児休業法第18条第1項又は一般職の任期付職員の採用等に関する条例（平成23年大阪広域水道企業団条例第11号）第4条各項の規定により採用された職員及び大阪広域水道企業団就業規則第28条第1項の規定による承認を受けて1週間の一部について勤務しない職員のうち、1箇月当たりの平均通勤所要回数が10回に満たない職員については、別表の額からその額に100分の50を乗じて得た額を減じた額とする。

(併用者の区分及び支給額)

第10条 (略)

(1) (略)

(2) 条例第9条第3号に掲げる職員の

第8条 (略)

2 企業長が定める職員で、平均1箇月当たりの通勤所要回数の少ないものの運賃等相当額は、次項に該当する場合を除き、企業長が定める額とする。

3 (略)

(自転車等使用者についての特例)

第9条 規程第44条第1項第2号の別に定める職員は、平均1箇月当たりの通勤所要回数が10回に満たない職員とし、同号の別に定める割合は、100分の50とする。

2 (略)

3 規程第44条第1項第2号の別に定める額は、別表に定める自転車等の使用距離の区分に応じた額とする。ただし、地方公務員の育児休業等に関する法律（平成3年法律第110号。以下「育児休業法」という。）第10条第3項の規定により同条第1項に規定する育児短時間勤務の承認を受けた職員（同法第17条の規定による短時間勤務をすることとなった職員を含む。）、地方公務員法（昭和25年法律第261号）第22条の4第1項又は第22条の5第2項の規定により採用された職員、育児休業法第18条第1項又は一般職の任期付職員の採用等に関する条例（平成23年大阪広域水道企業団条例第11号）第4条各項の規定により採用された職員及び大阪広域水道企業団就業規則第28条第1項の規定による承認を受けて1週間の一部について勤務しない職員のうち、平均1箇月当たりの通勤所要回数が10回に満たない職員については、別表の額からその額に100分の50を乗じて得た額を減じた額とする。

(併用者の区分及び支給額)

第10条 (略)

(1) (略)

(2) 条例第9条第3号に掲げる職員の

うち、運賃等相当額が規程第44条第1項第2号に定める額（駐車場等を利用し、その料金を負担することを常例とする職員（次号において「駐車場等利用職員」という。）にあつては、その額に規程第44条第4項第1号に定める額を加算した額）以上である職員（前号に掲げる職員を除く。） 規程第44条第1項第1号に定める額

- (3) 条例第9条第3号に掲げる職員のうち、運賃等相当額が規程第44条第1項第2号に定める額（駐車場等利用職員にあつては、その額に規程第44条第4項第1号に定める額を加算した額）未満である職員（第1号に掲げる職員を除く。） 規程第44条第1項第2号に定める額

第17条 （略）

（駐車場等の要件）

第18条 規程第44条第4項の別に定める要件は、次の各号のいずれにも該当することとする。

(1) 勤務公署の周辺又は第3条の規定に基づき決定し、若しくは改定する手当額の基礎となる経路若しくはこれに準ずるものとして企業長が定める経路上にある交通機関の駅、停留所等の周辺にある施設であること。

(2) 職員が自転車を駐車するために使用する施設（自転車以外の自動車その他の原動機付の交通用具の駐車のための部分と、自転車の駐車のための部分が同一の施設にある場合は、当該自転車の駐車のための部分に限る。）でないこと。

(3) その利用について職員の配偶者若しくは条例第6条第2項に規定する扶養親族に料金を支払うこととなる施設又はこれに準ずるものとして企業長が定める施設でないこと。

2. 前項に規定する要件を満たさない場合であつて、自動車その他の原動機付の交通用具の駐車のための施設の状況、職員の事情等により、駐車場等に係る通勤手

うち、運賃等相当額が規程第44条第1項第2号に定める額以上である職員（前号に掲げる職員を除く。） 規程第44条第1項第1号に定める額

- (3) 条例第9条第3号に掲げる職員のうち、運賃等相当額が規程第44条第1項第2号に定める額未満である職員（第1号に掲げる職員を除く。） 規程第44条第1項第2号に定める額

第17条 （略）

当を支給しないことが著しく不適當であると企業長が認めるときは、同項の規定にかかわらず、企業長が別に定める要件とする。

(駐車場等に係る通勤手当が支給されない職員)

第19条 規程第44条第4項の別に定める職員は、第10条第2号に掲げる職員とする。

(駐車場等に係る通勤手当の額)

第20条 規程第44条第4項第1号の別に定める額は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める額(その額が5,000円を超える場合にあつては、5,000円)とする。

(1) 1の駐車場等を利用する場合 次のアからウまでに掲げる場合の区分に応じ、それぞれアからウまでに定める額

ア 月を単位として駐車場等の料金が定められている場合 当該料金の額

イ 駐車場等の料金を定める期間(月又は年によって定めた期間に限る。)が2以上の月にわたる場合 当該料金の額をそのわたる月の数で除して得た額(その額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額)

ウ ア及びイに掲げる場合以外の場合 企業長が定める額

(2) 2以上の駐車場等を利用する場合 それぞれの駐車場等について前号アからウまでに定める額を合計した額

第21条 (略)

(追給又は返納)

第22条 規程第44条第6項の別に定める事由は、次に掲げる場合(以下「異動等事由」という。)とする。

(1)～(4) (略)

第18条 (略)

(追給又は返納)

第19条 規程第44条第5項の別に定める事由は、次に掲げる場合(以下「異動等事由」という。)とする。

(1)～(4) (略)

第23条～第26条 (略)

(事後の確認)

第27条 企業長は、現に通勤手当を支給されている職員について、その者が条例第9条の職員たる要件を具備するかどうか及び通勤手当の額が適正であるかどうかを、当該職員に定期券、契約書、領収書等の提示又は第17条第2号若しくは第3号の職員たる要件を具備していることを証明する書類の提出を求め、又は通勤の実情を実地に調査する等の方法により、随時、確認するものとする。

別表 (第9条関係)

自転車等の使用距離 (片道)	支給額
(略)	(略)
60キロメートル以上65キロメートル未満	50,700
65キロメートル以上70キロメートル未満	54,200
70キロメートル以上75キロメートル未満	57,700
75キロメートル以上80キロメートル未満	61,200
80キロメートル以上85キロメートル未満	64,700
85キロメートル以上90キロメートル未満	68,200
90キロメートル以上95キロメートル未満	71,600
95キロメートル以上100キロメートル未満	75,000
100キロメートル以上	78,400

第20条～第23条 (略)

(事後の確認)

第24条 企業長は、現に通勤手当を支給されている職員について、その者が条例第9条の職員たる要件を具備するかどうか及び通勤手当の額が適正であるかどうかを、当該職員に定期券等の提示又は第17条第2号若しくは第3号の職員たる要件を具備していることを証明する書類の提出を求め、又は通勤の実情を実地に調査する等の方法により、随時、確認するものとする。

別表 (第9条関係)

自転車等の使用距離 (片道)	支給額
(略)	(略)
60キロメートル以上	50,700

附 則

(施行期日等)

- この規程は、令和8年4月1日から施行する。
- この規程の施行の日(以下「施行日」という。)前から駐車場等(第1条の規定による改正後の大阪広域水道企業団職員の給与に関する規程第44条第4項に規定する「駐車場等」をいう。)を利用している職員であって、引き続き当該駐車場等を利用することにより施行日において同項の職員たる要件を具備するに至った者は、第3条の規定による改正後の大阪広域水道企業団職員の通勤手当に関する規程第2条の規定の例により、その実情を届け出なければならない。